

# 町県民税の特別徴収（給与天引き）について

税務課町民税係【☎ 028(677)6013】

平成 27 年度から県内全市町で、個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を実施します。事業者と従業員の皆様のご理解をお願いします。

平成 26 年 9 月以降に指定対象事業者に対し、指定予告通知書を発送します。

**指定対象：所得税の源泉徴収義務のある給与支払者**

## 特別徴収とは？

従業員の個人住民税について、給与支払者が毎月の給与から税額を天引きし、市町へ納付する制度です。原則、すべての従業員が対象となります。

## ◆事業主は税額の計算をする必要はありません

税額の計算は町が行います。従業員ごとに年税額と毎月特別徴収（給与天引き）していただく額をお知らせします。

## ◆従業員の方にとって便利な制度です

- 1 普通徴収の場合は、年税額を 4 回に分けて納付していただきますが、特別徴収は 12 回に分けて納付となるので、1 回あたりの負担が少なくなります。
- 2 毎月の給与から差し引かれるため、納め忘れがなくなります。

◆ 次の条件に該当する事業主は、申出によって特別徴収を行わないこともできます。

- 1 常時 2 人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合
- 2 下記の普通徴収（個人納付）を認める者を除いた人数が 2 人以下の事業所など

◆ 次の条件に該当する従業員については、当面、普通徴収が認められます。

- 1 毎月の給与支払額が少なく、税額を天引きしきれない人
- 2 給与が毎月支給されていない人（不定期受給者）
- 3 専従者給与を支給されている人
- 4 他から支給される給与から特別徴収されている人

# 太陽光発電システム設置の注意点

税務課資産税係【☎ 028(677)6078】

農政課農業振興係【☎ 028(677)1110】

近年、建物の屋根以外に太陽光発電システムを設置する人が多くなりました。田畑・山林などに設置を検討する場合は、必ず事前に農政課にお問い合わせください。

太陽光発電システムを設置した場合には、税制面で注意事項があります。



**その 1** 土地に設置した場合、その土地は雑種地として評価されるため、課税される固定資産税額が変わります。

**その 2** 10 キロワット以上の発電システムを設置した場合、システムの所有者は償却資産（固定資産税）の申告が必要になります。

# 「空き家バンク」開始のお知らせと適正管理のお願い



都市計画課都市計画係【☎ 028(677)6020】

近年、少子高齢化に伴い全国的に空き家が増加しており、社会問題となっています。

町が昨年 10 月に各自治会の協力を得て、町内の空き家の実態調査を行った結果、平成 25 年 11 月現在で全世帯の 2.8 % にあたる 146 戸の空き家が確認されました。

町では、増え続ける空き家の対策として、有効活用の支援と適正管理の指導・助言を行っています。

## 空き家バンク

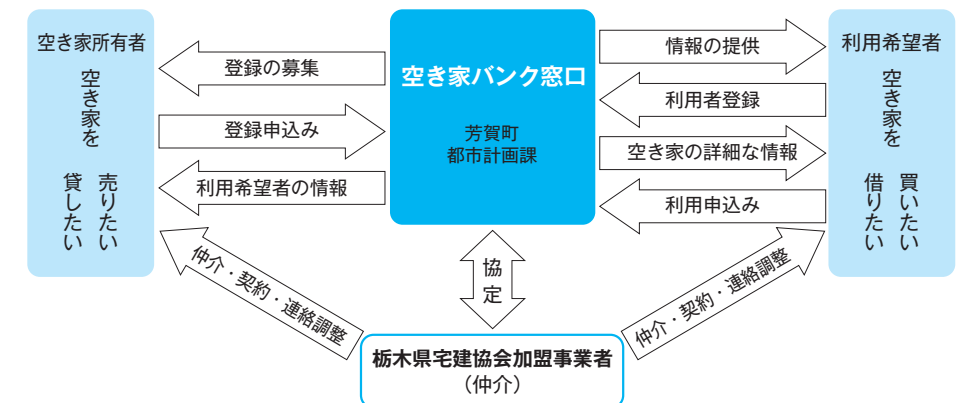
昨年行った調査では、有効活用の可能性があると思われる空き家もあり、所有者へのアンケートでは、売買や賃貸などを希望する人は将来的な希望も含め約 60 % を占めています。

そこで、町では平成 26 年 7 月から「空き家バンク」事業を開始しました。

空き家バンクに登録した家には、リフォームや家財処分に対する補助制度もあります。詳細は、都市計画課にお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

### 空き家バンクとは

空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供する制度です。



※町は物件の紹介や相談を行います。契約・交渉の媒介などは行いません。

※売買・賃貸の契約が成立するまでは、所有者が責任を持って管理してください。

### リフォーム補助金

・工事費の 1/2 (上限 50 万円)

### 家財処分費用補助金

・費用の 1/2 (上限 10 万円)

## 適正管理

現在「空き地等の環境保全に関する条例」に基づいて空き家やその敷地の管理指導を行っていますが、住宅の管理・利用には不都合な部分があります。そのため、空き家の調査や管理指導を適切・円滑に行えるよう、空き家に関する条例の制定を検討しています。

空き家所有者の皆さん、安全衛生・防犯の観点からも適正な管理のご協力をお願いします。